鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針（案）の概要

令和８年11月20日時点

第１章 基本指針改訂の背景と目的

１　背景

- 人口減少等に伴い生産年齢人口の減少と65歳以上の占める割合が増加。
- 住民相互の交流や災害時における避難支援や子ども・高齢者等の見守りといった助け合い、支え合いの『共助』が町内会の役割。
- 市では適正な町内会運営に必要な規模を概ね100世帯以上とし、町内会の再編を推進するも地域によっては町内会の小規模化が進み、消滅を危惧。
- 地域活動の担い手不足、ライフスタイルの多様化等により、隣人や地域とのつながりが希薄化。町内会が本来担うべき防災・防犯、見守りといった「自助」「共助」の地域力が低下。
- 町内会単独では解決困難な地域課題に対し、複数の町内会や学校、地元事業者等の多様な主体が一体となって地域運営を行う地区も存在。
- 本市では、60を超えるNPO法人が、自らの能力やノウハウを活用し主体的にまちづくり活動を実施。「自分たちで出来ることは自分たちの手で」という機運が徐々に醸成。

２　目的

第３次総合計画に掲げる「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」を実現するため、人口減少や地域社会の減少を受け入れつつ、住民の参加やつながりによって、暮らしや地域社会を豊かに充実させるまちづくりを目指す。

３　基本指針の位置づけ

第３次総合計画
・基本目標５：ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち
・基本施策③：共生協働・コミュニティ活動の推進

４　期間

令和９年度から令和13年度の５年間

第２章 地域コミュニティの現状と課題

１　地域コミュニティの現状と課題

(1)町内会

- 町内会活動の担い手不足が深刻化、町内会加入率の低下が進行。
- 活動に興味やメリットがない、活動内容を知らない、会費の使い道が不透明、役員業務や会費支払いの負担等が町内会離れの理由。
- 市街地では、未加入者との費用負担やごみステーション利用等を巡る課題、中山間地では、町内会組織の存続を危惧。
- 行政協力業務の負担増や町内会費の収入減は、町内会活動の維持に影響。町内会組織の運営体制や活動内容の見直しが必要。
- 「地域活動に関する中高生アンケート」結果では、半数以上が町内会活動を必要なものと認識。一方で、活動情報の不足や活動内容のイメージ不足により参加に繋がっていないと回答。

(2)地域コミュニティ協議会

- 複数町内会や市民団体、NPO法人、地元事業者、学校等が一体となった組織。財源や活動の行政依存等の課題があるが、町内会機能の一部を代替し地域活性化に貢献するなど一定の役割を発揮。
- 地域活動の担い手が不足する中、地域全体で課題解決に取り組む新たな枠組みについて、設立に関する具体的な手続きが十分に浸透していないため、すべての地域での設置には至っていない状況。

(3)地域運営組織、NPO法人、ボランティア団体

- 地域運営組織は、特定の活動目的を持ち、住民主体により設置。高齢者サロンや有償ボランティアなど、主に福祉分野で活動を展開。
- ＮＰＯ法人は、主に社会貢献活動を担い、本市では60を超える団体が認可設置され、FM放送や外国人支援など、貴重な貢献活動も見られる。
- ボランティア団体は、PTA活動をはじめ地域の見守りや清掃、福祉施設での手伝い、災害時の被災地支援などの様々な形態が存在。地域力の向上に必要な活動であるが、団体によっては運営や人材確保に苦慮。

第３章 指針の基本的な考え方

１　将来像

地域住民が、お互いに協力し合い、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会

２　基本方針

- 自助・共助による持続可能な地域づくり
- 行政としての役割の発揮（活動人口の拡大・支援等）

第４章 地域コミュニティが目指すこれからのすがた

１　多くの地域住民がゆるやかに参画する町内会

(1) 持続可能な町内会運営

町内会の実情（人材、財源）に合わせて取り組む活動を見直し、活動の負担軽減を図ることで持続可能な町内会運営を目指す。

(2) ライフスタイルや価値観に合わせた地域住民の参加

- 地域内の奉仕作業や子ども・高齢者の見守り、災害時の助け合い・支え合いなど『共助』の維持には多くの地域住民が参画することが大切。
- これからの地域活動は「加入型」から「参加型」へ。市民一人ひとりが地域住民の一員であることを自覚して地域の秩序やルールを守りつつ、地域に関心を持ち無理のない範囲で地域活動に関わることが大切。
- 市民一人ひとりができることを、できるときに、できる範囲で関わること、子どもも地域の一員として、親子で参加できる機会を設けること、誰もがそれぞれのできることを通じて支え合うこと。

(3) 開かれた町内会運営

- 町内会活動の“見える化”
- 地域住民相互の情報共有にデジタルツールの活用
- 行政や社会福祉協議会等との連携による情報提供

２　地域住民やボランティア団体等の多様な主体が連携・協働する地域活動

町内会単独で維持困難な通学路等の草刈りや多世代交流事業などの地域活動について、地域の実情に応じて地域住民やPTA、地元事業者等の多様な主体が、それぞれの強みを活かしながら連携し、地域全体で課題を解決。

３　持続可能な地域運営を支える仕組みづくり

- 高齢化がピークを迎える令和22年(2040年)頃には、行政や一部のボランティアだけの力では日々の福祉や地域の安全・安心が維持困難。
- 国は、持続可能な地域活動のためには、地域内の多様な主体が協力し合い、地域課題を解決する取組とその取組を市町村が下支えする新たな枠組みが重要とし、法改正により「指定地域共同活動団体制度」を創設。
- これまでは、町内会や学校・PTA等の団体が防災、高齢者支援、子ども支援等の地域課題に対して、それぞれの立場で活動を展開してきたが、今後は、活動の重複を解消し、横断的に協力して取り組む体制へ転換し、効果的で一体的な活動を推進。
- 市は、これまでの地域活動を将来にわたって持続可能なものとしていくため、条例を制定し、概ね中学校区を単位とした新たな枠組みを構築するとともに、地域の実情に即した課題解決、活性化に資する取組を支援。

第５章 地域コミュニティ施策の方向性と行政の役割

１　指定地域共同活動団体への支援

- 国の指定地域共同活動団体制度を活用し、町内会の枠組みを超えた地域住民が主体となった地域づくりを推進。
- 地域活動やサービスの維持、活性化を図るために「地域づくり支援員」の配置や活動支援の充実、連携及び伴走支援を強化。将来的に市の財政的支援の集約など地域の実情に合わせて持続可能な地域づくりを支援。

２　町内会との連携・支援

- 町内会が実施する地域内の清掃作業や子ども・高齢者の見守り、防災・防犯の取組、自治公民館の維持管理等の地域活動に対する継続的な支援。
- 広報誌配布や委員選出等の行政協力業務の縮減による町内会業務の負担軽減。併せて委託事務交付金制度の見直し。

３　地域運営組織等の育成と活動人口の拡大

- 地域社会の担い手が不足する地域との交流機会の創出・連携を支援。

４　行政の役割

- 協議資料の提供、出前講座やワークショップの開催、指定地域共同活動団体の設立に向けた伴走支援など地域の実情に合わせた支援の実施。
- 地域サポート職員制度の充実と職員研修を通じた意識啓発。
- 町内会業務に対する行政協力業務の縮減やデジタル化の推進。
- 地域住民の相談対応及び情報共有体制の強化。

５　今後の進め方

- 持続可能な地域づくりの実現に向けたロードマップに基づく取組を実施。